

# 父母連ニュース

表面：2014年度市長懇談会報告  
裏面：2014年度市長懇談会報告

草加市保育園父母会連合会 機関紙

2014年度 第2号/2015年3月31日発行

発行責任者：芹澤一洋 945-5178

<http://www.soka-fuboren.org>



## 3/26(木) 田中和明草加市長との市長懇談会報告

草加市保育園父母会連合会会長 芹澤一洋

3月26日(木)19:00より、田中市長をはじめ、子ども未来部保育課、総務部職員課との市長懇談会(2014年度草加市の明日の保育を考える市長懇談会)が高砂コミュニティセンターにて行われました。

この懇談会は、各保育園からの要望を吸い上げ、全保護者の声として市へ届ける年に一度の貴重な会です。当日は年度末の忙しい中、平日夜にもかかわらず各園から約30名の保護者に参加していただきました。みなさん本当にありがとうございました。

### 多くの世帯で保育料が減額になります！！

※減額にならない世帯もあります。

2015年4月1日から、子ども子育て支援新制度が始まりました。

保育料も今までとは算出方法が変わるという事で、保育料の減額や増額について問い合わせたところ、担当課から次のような回答を頂きました。

#### 【子ども未来部保育課】

従来は所得税を基準に保育料を算出していましたが、新制度では住民税(年少扶養控除の影響考慮済み)を基準に算出されることとなります。そこで、保育課で様々なシミュレーションを行い、次のように保育料を変えることで決定しました。年少扶養控除対象児が二人の家庭が基準となります。

- ・子ども(年少扶養控除対象児)が1人の世帯は今の**保育料が減額**となる可能性が高いです。
- ・一部の階層において国の上限額に合わせ減額調整を行った世帯も**保育料が減額**になります。
- ・子ども(年少扶養控除対象児)が4人以上等の多子世帯は保育料が増額になるという結果になってしまいましたが、在園児については、所得や家族構成等に変更が無いにも関わらず、新たな保育料が現行の保育料を上回ってしまう場合は、**金額を据え置く**という経過処置を行います。今年4月からの新入園児には、増額された保育料が適用になる。

とのことで、**多くの世帯で保育料が減額になり、在園時については増額する世帯は無い**とのことでした。減額は月額100円～数千円程度。

なお、保育料の切り替えの時期も変更になります。今までは4月に保育料が変わっていましたが、今後は9月に切り替わることになるそうです。

つまり、2014年1月～2014年12月の収入により、2015年9月～2016年8月の保育料が決まることとなります。新保育料のお知らせは8月半ば頃に送付されるようになります。



## きたや保育園移設決定！あさひ、しんぜん、こやま、やなぎしま、やつかかみの耐震工事スケジュールも。

冒頭の市長挨拶で、松原5丁目(ファッションセンターフジヤ横)に、きたや保育園の新園舎が2016年度に建てられることが発表されました。あさひ、しんぜん、こやま保育園は耐震工事のため、新園舎で保育をすることになるそうです。そして、きたや保育園が新たな園舎に移設となります。また、旧谷塚西公民館の建物が改装され、やなぎしま保育園が2015年に、やつかかみ保育園が2016年に、耐震工事を行う間、旧谷塚西公民館にて保育を行うこととなります。

耐震工事の期間は、施設や時期にもよりますがだいたい4ヶ月～6か月くらいとのことでした。

時期	移設・耐震工事関連イベント(やなぎしま・やつかかみ)
2015年	旧谷塚西公民館が保育向けに改築。
2015年秋	やなぎしま保育園の耐震工事を行うため、やなぎしま保育園の園児の保育を旧谷塚西公民館で行う。
2016年春	やつかかみ保育園の耐震工事を行うため、やつかかみ保育園の園児の保育を旧谷塚西公民館で行う。
時期	移設・耐震工事関連イベント(あさひ・しんぜん・こやま・きたや)
2016年	松原5丁目に新しい園舎完成
2016年夏	あさひ保育園の耐震工事を行うため、あさひ保育園の園児の保育を松原5丁目新園舎で行う。
2016～2017年	しんぜん保育園の耐震工事を行うため、しんぜん保育園の園児の保育を松原5丁目新園舎で行う。
2017年	こやま保育園の耐震工事を行うため、こやま保育園の園児の保育を松原5丁目新園舎で行う。
2017～2018年	きたや保育園が今の園舎から松原5丁目新園舎に移設。
2018年	今のきたや保育園舎を取り壊し、借りていた土地をUR都市機構に返却。

送迎時に想定される諸問題は、保育課とこれから話し合っていきます。

その他、次のことを要望し、市長からの回答を得ています。

Q. 新制度になったことにより、保育料以外のオプション(遠足・給食費等)が別途取られるようなことはあるか？

A. 別途徴収するようなことはありません。

Q. 小規模保育事業の連携施設はすべて「幼稚園」となっています。例えば17時まで預けていた子が幼稚園連携後には14時までしか預けられないというようなことはあるか？

A. 今回の対象幼稚園では全て預かり保育推進事業を行っており、18時頃までは預けることが出来ます。18時以降も預けたい場合は移園していただくこととなりますが、その時は、移園の選考ポイントが優遇されます。

Q. 全園での土曜延長保育をお願いしたい。

A. 保育士不足により全園での実施は難しい。草加市では国基準を上回る保育基準を設けていたり育成保育を実施したりしている。この水準を維持するためご理解いただきたい。

Q. 0歳児がいる全園で看護師配置をお願いしたい。

A. 2014年度も3回募集したが応募が無い。2015年度も引き続き採用試験を実施し有資格者の確保に努めていく。

Q. 施設型の病児病後児保育施設の拡充を。

A. ファミサポでも対応は可能と考える。例えばもし医療施設に併設したとしても、1日2人程度が限度なのでインフルエンザ等の広域感染型には、対応は困難と予測される。

Q. 民間認可保育園は増えているが育成保育は実施していない。ノウハウの蓄積等を考えても育成保育の実施を。

A. 今でも軽度の育成保育対象児を預かってもらっている園もあるが、状況を見ながら検討していく。

Q. 保育士の確保は急務。正規職員の採用、臨時職員の待遇改善を。

A. 保育士不足は全国的な課題。地方公務員の数を減らすという国の方針もあり正規職員の大々的な募集はできない。臨時職員の待遇は、通勤手当や忌引き手当、期末手当の支給、時給単価の引き上げを行っており、近隣市と比べても一定の水準になっている。引き続き労使間で協議を行っていく。

上記は概要になります。質問、回答の全文は父母連ホームページに掲載しています。